

指定障害福祉サービス事業者等に対する指導事例

サービス種別	概要	監査実施端緒	監査理由	監査結果	行政上の措置
1 生活介護	・勤務実態のない従業員がおり、不正請求を行っている疑い。	他の関連事業所の監査結果による	不正請求・人員基準違反(疑)	・不正請求の事実が確認された。	【指定取消】
2 障害者支援施設	・施設職員が利用者に対する暴行容疑で逮捕された。	職員の逮捕報道による	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【効力の一部停止】 (新規受入3ヶ月停止)
3 障害者支援施設	・従業員が利用者に対し「食事を与えない」「叩く」「入浴時に冷水を浴びせる」「抗精神薬を処方されていない利用者へ飲ませる」などの行為。	施設職員からの通報による	身体的虐待(疑) 心理的虐待(疑)	・通報にあった身体的虐待等が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等
4 放課後等デイサービス	・事業所職員(運転手)が利用者の頭部を殴打し、頭部と腕を掴み、謝罪の言葉を強制した疑い。	事業所からの報告	身体的虐待(疑) 心理的虐待(疑)	・報告にあった事実が確認された。	【勧告】 ・一般原則
5 就労継続支援B型	・随時の実地指導を行ったところ「個別支援計画未作成」「個別支援計画未作成減算未実施」「サービス管理責任者退職時期の錯誤」などが散見され、監査に移行	元利用者からの情報提供による	運営基準違反(疑)	・個別支援計画を作成せずにサービス提供を行っていた。 ・個別支援計画を作成していないことを把握しながら、減算せずに報酬請求していた	【勧告】 ・一般原則 ・管理者の責務
6 放課後等デイサービス 児童発達支援	・利用児童が通所していないにもかかわらず、利用があったこととして、サービスの提供記録を作成し、不正に給付費を請求していた。	従業員を名乗る者からの情報提供	不正請求(疑)	・書類の書き換えによる、不正請求が認められた。	【指定取消】
7 障害者支援施設	・支援員が利用者のトイレ介助を行い、排便後のケアをしたところ、利用者が支援員の腕を叩いたため、カッターとなった支援員が利用者の背中を拳で殴った。	法人より事故報告書の提出があったことによる	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則
8 障害者支援施設	・支援員が利用者の腕にガムテープを貼って剥がす行為(これにより利用者の毛が抜けた)を行った。	苦情処理の経過を確認した際に発覚した。(当該利用者が施設に苦情を申し出ていた)	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応
9 障害者支援施設	・行政機関への匿名の投書。内容は、職員が利用者を風呂へ投げ入れた、利用者を叩くなど。 ・事実確認調査を行い、投書の一部について、施設は把握していたが、記録がなく、事故報告していないことが確認された。	行政機関において匿名の投書を受理したことによる	虐待・運営基準違反(疑)	・職員の虐待行為(利用者を風呂へ投げ入れた行)が認められた。	【勧告】 ・一般原則 ・管理者による管理等 ・事故発生時の対応
10 就労移行支援 就労継続支援B型 共同生活援助	・当該事業所について、人員基準違反の疑いがあるとの情報提供があり、実地指導を行った。 ・その結果、事業開始時から勤務する意思のない管理責任者の履歴書を偽造するなどして申請を行い、不正に指定を受けたほか、他の常勤職員についても不在であるなど、人員基準を満たしていないことが判明。	実地指導の結果、常勤職員がいない等、人員基準を満たしていないことが確認された。	不正請求・人員基準違反(疑)	・指定の際に虚偽の書類を提出し、不正に指定を受け、かつ人員基準を満たしていなかった(就移・就B)。 ・変更届に虚偽の書類を提出し人員基準を満たしていなかった(GH)。	【指定取消】(就移・就B) 【効力の一部停止】(GH)